

有限会社魚長 学生育英奨学金規定

(通則)

第1条 本規定は有限会社魚長（以下 甲という）が、家庭の経済的事情で進学を断念する子供たちが一人でも多く進学できることに寄与することを目的として、高等教育を希望する子供たちの学資金支援の一助として、「有限会社魚長学生育英奨学金」制度（以下、本制度という）を創設し、その規定を定めたものである。

(奨学生)

第2条 本規定第3条の応募資格を満たし、第5条の応募・審査を行い第6条の合格通知を受け取った者が、本制度における奨学生（以下、乙という）となる。

(奨学生の応募資格)

第3条 乙に応募できるものは、次の要件を満たす学生に限るものとする。

- (1) 日本国籍を有していること。
- (2) 学校教育法第一条に定める「大学」に就学する、またはしている学生であること、および「高等専門学校」の4、5年生で就学している学生であること。（※大学には短期大学、大学院を含む）、「高等学校」及び「高等特別支援学校」に就学する、またはしている学生であること。（高等学校には高等専門学校1～3年生、定時制高校4年生を含む）
- (3) 世帯収入（両親等の年収）が1千万円を超えていないこと。
- (4) 甲の店舗、精肉センター等の事業所で、本規定第7条で定める「就労条件」でのアルバイト就労が可能であること。

(奨学金の給付及び金額)

第4条 本制度における奨学金および給付については次の通りとする。

- (1) 奨学金は給付型とし、奨学金に返還の義務を負わせないものとする。
- (2) 選考に当たり他制度における奨学金の受給の有無は問わないものとする。
- (3) 奨学金の金額は大学および高等専門学校の4、5年生は年額25万円とし、一人の奨学生に対し最長で4年間100万円の給付を上限とする。高等学校および高等特別支援学校の1～3年生、定時制高校4年生は年額20万円とし、一人の奨学生に対し最長で4年間80万円の給付を上限とする。
- (4) 奨学金は第11条に定める「給付可否決定基準」を満たす場合のみ給付を行うものとする。
- (5) 給付日は「給付可否決定基準」における期間終了後の6月1日とし、大学および高等専門学校の4、5年生は年額25万円を一括で給付する。高等学校および高等特別支援学校生は年額20万円を一括で給付する。
ただし、卒業年次における給付日は同期間終了後の3月1日とする。
年度の途中から奨学生として就労する場合は、年額を月割りで計算し、次年度の期間終了後の6月1日（卒業年次の場合は3月1日）に初年度の月割りで計算した金額と次年度の年額を合わせて給付する。
- (6) 乙としての期間は1年間とし、継続して奨学金の給付を受ける場合は年次ごとに応募を必要と

する。

- (7) 乙の人数は年次30人程度とする。
- (8) 給付は乙指定の口座へ振り込みをもって行うものとする。振り込み日が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日とする。

(募集と選考方法)

第5条 乙の募集、応募方法及び選考方法については次の通りとする。

- (1) 募集案内は店舗掲示、折込チラシ、ホームページ等で行うものとする。
- (2) 募集受付期間は以下のとおりとする。
 - ・入学生対象受付 2月16日から3月末日までとする。
 - ・在學生対象受付 応募のある都度、随時受付する。
- (3) 応募は在籍学校の許可を取り、当社ホームページより、または市販履歴書に必要事項を記入し甲本社人事部あてへ応募するものとする。
- (4) 選考は甲本社人事部を通じ甲役員会が審査を行う。

(合否の決定及び通知)

第6条 乙の合否決定日は下記の通りとし、合否の決定通知は応募者個人あてに郵送するものとする。

[合否決定日]

- ・入学生選考 5月10日
- ・在學生選考 受付都度選考

(奨学生との雇用契約・就労条件)

第7条 乙合格者は、甲が指定する店舗・事業所において下記就労条件等について確認し、双方合意の上、雇用契約を締結するものとする。

- (1) 就労にかかる諸条件は、原則として「就業規則」に基くものとする。
- (2) 雇用期間は1年以下とし、第11条の「給付可否決定基準」における期間を満たすことができる期間とする。
- (3) 就労時間は週15時間から19時間の範囲を基本とする。
- (4) 雇用契約締結にあたり、乙は、甲が別に定める「就業規則」第6条に掲げる手続き書類のほか、「在籍する大学、高校等の在学証明書」を提出するものとする。
- (5) 転居等により所定の事業所での通勤が困難になる場合は、双方合意の上、通勤可能な事業所にて契約・就労できるものとする。

(異動の届出)

第8条 乙及び乙の保護者は次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届けなければならないものとする。

- (1) 休学、転学または退学する場合
- (2) 乙本人または保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合
- (3) 乙が死亡した場合（保護者等からの届出）

(奨学生の取り消し等)

第9条 乙として合格した者が次の各事項に該当した場合、甲は乙の決定を取り消すものとする。

- (1) 乙として合格した者が、雇用契約締結前に第3条に定める大学等へ入学しなかった場合。
- (2) 乙応募要件第3条に定める事項に違反または偽りが発覚した場合。
- (3) 乙として合格した者が、雇用契約締結時に乙の都合により雇用契約に至らなかった場合。
- (4) 乙として合格し雇用契約を締結した者が、退学等の理由により就学不能となった場合。
- (5) 乙として合格した者が、第10条第1項および第2項に該当することが発覚した場合。
- (6) 乙として合格し雇用契約を締結した者が、就業規則に定める試用期間中に引き続き勤務させることが不相当と認められた場合。

(反社会勢力の排除)

第10条 以下に該当する者は、甲の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

(給付可否決定基準)

第11条 奨学金の給付可否決定は「就業規則」を遵守しながら、下記算定期間における達成基準時間を超える就労が確認できた場合に奨学金給付決定とし給付を行うものとする。

- (1) 通算就労時間の算定期間
 - ① 入学年次 5月16日から翌年4月15日の11か月間とする。
 - ② 在学年次 4月16日から翌年4月15日の12か月間とする。
 - ③ 卒業年次 4月16日から翌年2月15日の10か月間とする。
 - ④ 在学生が年度の途中から奨学生として就労する場合は、奨学生として就労してから翌年4月15日までの月数に合わせて、次の年度の4月16日から4月15日の12か月間（ただし次の年度が卒業年次の場合は4月16日から2月15日の10か月間）を算定期間とする。
- (2) 上記における達成基準時間（有給休暇は通算就労時間に含めない）。
 - ① 入学年次 580時間
 - ② 在学年次 630時間
 - ③ 卒業年次 530時間
 - ④ 年度の途中から奨学生として就労する場合は、その年度は毎月54時間
- (3) 給付可否決定にあたっては上記算定期間の末日において在職かつ在学していることを前提とする。
- (4) 奨学金給付決定の可否通知は応募者の自宅へ、応募者個人あてに郵送するものとする。

(奨学金の返還請求)

第12条 既に奨学金の給付を実施した奨学生について、本規定第9条第2項および第5項により乙の取り消しが決定した場合、甲は支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができるものとする。

(奨学生の地位・奨学金受給辞退)

第13条 乙は、乙の地位の取消および奨学金受給の辞退をいつでも申し出ることができるものとする。

(本規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、役員会にて行う。

付則 この規定は、平成29年12月1日から施行する。